

ひがしねプレママ・ベビー応援給付金のご案内

（国の出産・子育て応援給付金）

申請が必要です。

妊娠・出産・子育て期を安心して過ごしていただくため、保健師等の面談で身近な相談に応じながら、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産・育児用品の購入等の経済的負担を軽減するための「経済的支援」を併せて実施します。

支給対象者・支給額・申請について

	ひがしねプレママ 応援給付金	ひがしねベビー 応援給付金
支給対象者・支給額 ※申請時点で、東根市に住所のある方が対象です。	妊婦 妊婦 1 人あたり5万円	お子さんの養育者 お子さん 1 人あたり5万円
保健師等との面談をした方・アンケートにご回答いただいた方が対象です。		
1. 令和5年1月13日以降に妊娠届を提出した場合	妊娠届出時の保健師等との面談の際に申請してください。⇒①へ	赤ちゃん訪問の際に申請してください。⇒③へ
2. 令和4年4月1日～令和5年1月12日に妊娠届を提出し、令和5年1月13日以降に出産した場合	郵送で届いた申請書・アンケート等を返送し、申請してください。⇒②へ	赤ちゃん訪問の際に申請してください。⇒③へ
3. 令和4年4月1日～令和5年1月12日に出産した場合	郵送で届いた申請書・アンケート等を返送し、申請してください。（ひがしねプレママ・ベビー応援給付金を一括で支給します。）⇒②へ	

①の申請について

（1）必要書類をご準備のうえ、妊娠届出の際に、子育て健康課に申請してください。

【必要書類】本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）・申請者（妊婦）名義の通帳

※体調不良等で、妊婦本人がお越しになれない場合は、下記までお問い合わせください。

③の申請について

（1）出生届出の際に、子育て健康課で申請書を配布します。

（2）生後1か月頃に、保健師等が赤ちゃん訪問（体重測定や面談など）を行います。訪問時に必要書類をご提出ください。

【必要書類】申請書・申請者（原則として母）名義の口座の写し

※赤ちゃん訪問を里帰り先で希望する場合は、お問い合わせください。

※申請受付後入金まで、概ね1か月かかります。

②の申請について

（1）申請書・アンケートを記入のうえ、必要書類とあわせて、同封の返信用封筒にて返送してください。

【必要書類】申請書・アンケート

（必要な方のみ・・・申請者（妊婦・母）名義の通帳の写し）

【締め切り等】詳しくは、個別通知をご確認ください。

アンケートを必ずご提出ください。

※他の市町村で「出産・子育て応援給付金」の支給を受けている場合は対象となりません。また、申請時点で東根市から転出されている方は、転出先の市町村にご相談ください。

<お問い合わせ先>

東根市健康福祉部子育て健康課 母子健康係

☎0237-43-1155（代表）受付時間：平日8：30～18：30